

群馬計理ニュース

前橋市広瀬町 1 丁目 14 番地 19



株式会社 群馬計理

TEL 027-261-3787 FAX 027-261-3789

URL <http://www9.plala.or.jp/gunmakeiri/>E-mail gunmakeiri@sky.plala.or.jp

あけましておめでとうございます。

2020年はいつもより長めの正月休みから始まり2月のダイヤモンド・プリンセス号の停泊から現在まで新型コロナウイルスで日本国内のみならず世界は振り回されています。ちょうど東京五輪の聖火リレーリハーサルが行われ日本が浮かれていたころです。3月には東京マラソンも一般参加無しで行われ、聖火リレーも中止となり東京五輪も来年夏に延期となりました。このころ農業政策に大きく影響する種苗法改正案が出されています。(これからも注視していかなければなりません)4月には新型コロナ緊急事態宣言をし、それから安倍のマスクに始まった政府のお粗末な新型コロナウイルス対策が始まります。

もう忘れてしまったかもしれませんが5月に入り安倍政権が改憲を狙い違法に任期延長した東京高裁黒川検事長が賭けマージャンを認め辞表を提出しました。8月には安倍総理が辞任を表明し9月には密室で総裁を決定し菅内閣が発足しました。いつも国民は蚊帳の外です。善し悪しは別としてまだアメリカの選挙の方がましに見えます。アメリカではどうやらトランプ政権からバイデン政権へと移行する見込みですがトランプさんの獲得投票数をみるとアメリカという国の国民性を見た気がします。まだまだ新型コロナは収束せず中小企業のご苦労は如何ばかりかと思われまます。今年の国の予算の概算要求は7年連続で過去最大となり105兆円超の見込みです。今年はコロナ関連予算が「緊要な経費」について別途要望できるという形で要求されており105兆円からさらに膨らむ見込みです。その他デジタル関連予算が約1兆円と「マイナンバーカードの普及、利用促進」に1,451億円が要求されています。防衛費は「長射程の攻撃力の強化する装備」の為に、もちろん！過去最高の5兆4,900億円が要求されています。この予算はいったいどこから捻出するのでしょうか？

新年を迎え憲法改正と消費税に反対し中小企業の経営を守り発展させていくという強い思いで行動いたします。今年もよろしくお願いいたします。

代表取締役 飯沼 哲



令和 2 年度税制改正

法人税・消費税

1 交際費等の損金不算入制度の適用期限の延長等（措法 61 の 4）

【概要】

法人が支出した交際費等（※）については、原則として損金不算入とされているが、以下の特例が設けられています。

- ① 中小企業について、その支出した交際費等の額のうち定額控除限度額（800 万円）までの損金算入ができる特例（下記②の特例と選択適用）
- ② 法人の支出した交際費等について、その支出した交際費等の額のうち接待飲食費の額の 50%までを損金算入することができる特例（大法人も適用可）

※「交際費等」とは、交際費、接待費、機密費その他の費用で、得意先、仕入先その他事業に関係のある者等に対する、接待、供応、慰安、贈答その他これらに類する行為のための支出をいいます。

交際費等の損金不算入制度について、その適用期限を 2 年延長するとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例対象法人に対して資本金による除外規定が設けられました。

↓

②の特例 資本金等の額が 100 億円を超える法人を除外
（令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用）

※適用時期：令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に開始する各事業年度に適用

2 中小企業等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の見直し（措法 67 の 5、措令 39 の 28）

【概要】

青色申告法人である資本金 1 億円以下の中小企業者等が 1 個または 1 組 30 万円未満の減価償却資産（以下、「少額減価償却資産」といいます。）を取得した場合、損金経理を要件として、その取得した減価償却資産の合計額 300 万円を限度（年間）として、全額損金算入（即時償却）を認めるという制度です。

中小企業者等の少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例について、次の見直しを行った上、その適用期限が 2 年延長されました。

- ① 対象法人から連結法人を除外
- ② 対象法人の要件のうち常時使用する従業員の数を 500 人以下（改正前：1,000 人以下）に引き下げ

※適用時期：令和 2 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までに取得等するものについて適用

3 企業版ふるさと納税の拡充・延長（措法 42 の 12②）

(1) 概要

- ① 対象法人
青色申告書を提出する法人が対象です。
- ② 対象となる寄附金
地域再生法の認定地域再生計画に記載された地方創生推進寄附活用事業に関連する寄附金が対象です。
- ③ 認定地域再生計画
地方自治体が地域再生法の地方創生のための地域再生計画を策定し、国の認定を受けたものをいいます。
- ④ 寄附活用事業に関連する寄附金
認定地域再生計画に記載されたまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附金をいいます。

(2) 税額控除

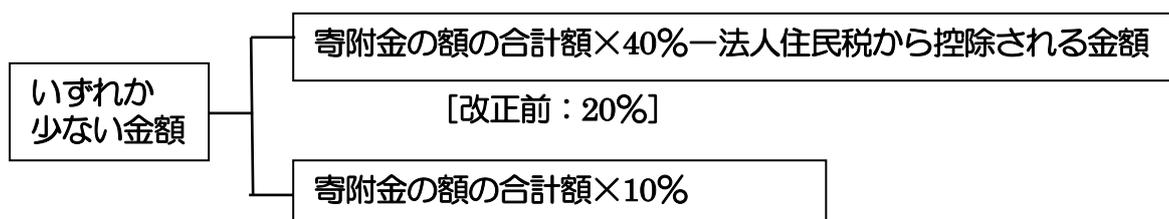
① 法人地方税

	法人事業税	法人道府県民税 法人税割	法人市町村民税 法人税割	合計
寄附金の合計額 に対する割合	20% 改正前：10%	5.7% 改正前：2.9%	34.3% 改正前：17.1%	60% 30%

(注) 控除限度額

- ・法人事業税は、（事業税 × 15%を上限）
- 法人道府県民税法人税割額、法人市町村民税法人税割額は（法人税割 × 20%を上限）

② 法人税



(注) 当期の法人税額の 5%を上限とされます。

※適用期限：令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの間に支出する寄附金に対して適用

4 電気供給業に対する法人事業税の課税方式の見直し

- (1) 電気供給業のうち、発電事業及び小売電気事業に係る法人事業税について、資本金の額又は出資金の額（以下「資本金」という。）1 億円超の普通法人にあっては収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額によって、資本金 1 億円以下の普通法人等にあっては収入割額及び所得割額の合算額によって、それぞれ課することとし、標準税率は次のとおりになります。

① 資本金 1 億円以下の法人

区分	課税標準	標準税率
収入割	収入金額	0.75%
所得割	各事業年度の所得	1.85%

② 資本金 1 億円超の法人

区分	課税標準	標準税率
収入割	収入金額	0.75%
付加価値割	収益配分額+単年度損益	0.37%
資本割	資本金等の額	0.15%

(2) 特別法人事業税

収入割額、付加価値割額及び資本割額の合算額又は収入割額及び所得割額の合算により法人事業税を課される法人の特別法人事業税の額は、基準法人収入割額に 40%の税率を乗じて得た金額とする。

(改正前) 基準法人収入割額の 30% ⇒ (改正後) 基準法人収入割額の 40%

【参考】 資本金 1 億円以下の法人

収入割	1.05% (事業税 0.75% + 特別法人事業税 0.3% (= 0.75% × 40%))
所得割	1.85%

※適用時期：令和 2 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用

5 消費税の申告期限の延長の特例の創設 (消法 45 の 2)

【概要】

対象法人	法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人
延長期間	消費税の確定申告書の提出期限を 1 月延長
届出書の提出	「消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書」の提出
利子税の納付	延長期間に対応する利子税の納付が必要
適用開始事業年度	当該提出をした日の属する事業年度以後の課税期間から適用
適用時期	令和 3 年 3 月 31 日以後に終了する事業年度の課税期間から適用

※なお、提出期限が延長されるのは「各事業年度の末日の属する課税期間」であるため、仮決算による中間申告には適用されず、課税期間の特例により課税期間を 3 月又は 1 月毎にしている場合には、各事業年度の末日の属する課税期間のみ提出期限が延長されます。

民法改正ニュース (5)

「代理人の行為能力に関する見直し」

【現行法 問題の所在】

現行法では、

『代理人の行為能力』では、代理人は、行為能力者であることを要しない。」

「制限行為能力者の代理行為は、行為能力の制限の規定によって取り消すことができない。」と定められています。

例) 未成年者Cが未成年者Aを代理人として選んだ場合

→未成年者Aが代理人としてBに行った代理行為は取り消すことができません。

この場合、未成年者であるA、Cに正確な判断能力がなくとも、行為を取り消すことができないため、未成年者Cの保護が十分に図れないおそれがあります。

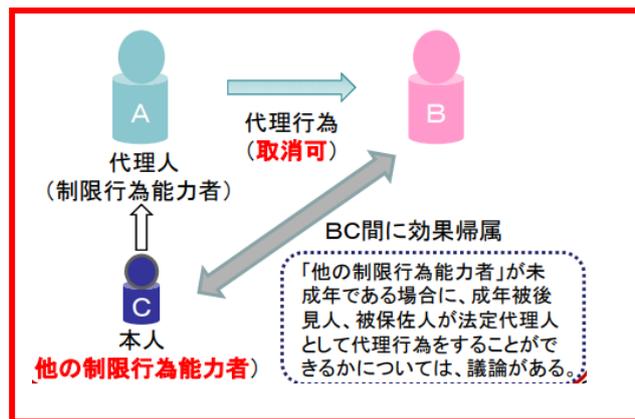
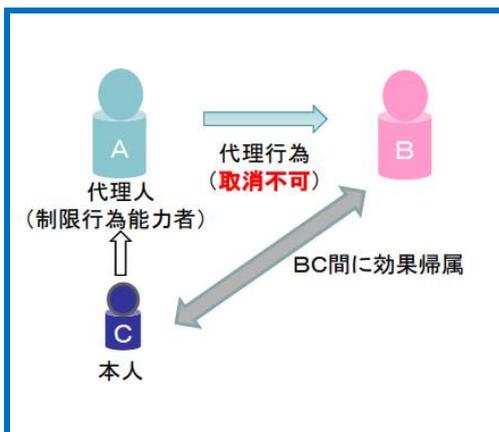
【改正法の内容】

改正法では、

「制限行為能力者が『他の制限行為能力者』の法定代理人としてした行為については、**例外的に行為能力の制限の規定によって取り消すことができる。**」

と定められています。

上記 例) の場合は、例外的に取り消すことができるようになりました。



参考：法務省 民法の一部を改正する法律（債権法改正）について
http://www.moj.go.jp/MINJI/minji06_001070000.html

経営・金融サポートニュース

新型コロナによる固定資産税、都市計画税の減免のご案内

1. 固定資産税・都市計画税の減免

中小企業・小規模事業者（個人事業者も含みます）の保有する建物や設備等の来年（2021年）※の固定資産税・都市計画税を、事業収入の減少幅に応じ、ゼロまたは1/2とします。

※今年（2020年）の固定資産税・都市計画税は、1年間納税猶予される場合があります。

<減免対象> ※いずれも市町村税（東京都23区においては都税）
・事業用家屋及び設備等の償却資産に対する固定資産税（通常、取得額または評価額の1.4%）
・事業用家屋に対する都市計画税（通常、評価額の0.3%）

2020年2月～10月までの任意の連続する3ヶ月間の収入の対前年同期比減少率	減免率
50%以上減少	全額
30%以上50%未満	2分の1

※2020年2月～10月の期間で任意の連続する3カ月の事業収入の合計を前年の同期間と比較することとなります。

【申請期限、申請手続】

令和3年1月31日までに、認定経営革新等支援機関等の認定を受けて各市町村に申告した者に適用されます。

【お問い合わせ先】 固定資産税等の軽減相談窓口：0570-077322

引用元：経済産業省 https://www.meti.go.jp/covid-19/support/08/08_03.pdf